

# 政治家の寄附は禁止、 有権者が求めることも禁止 されています

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

下記の①から④まで及び⑥の項目によって処罰されると、公民権停止（※）の対象となります。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

※公民権停止とは…選挙への立候補、投票、選挙運動への参加等が禁止されること。



描きまじょう。日本のデザイン その票で。  
**第47回衆議院議員総選挙**  
**最高裁判所裁判官国民審査**  
 投票日 12月14日(日曜日) 午前7時～午後7時

国民の代表として、我が国の未来を託す人たちを選ぶ大事な選挙です。よく見、よく聞き、よく考えて、貴重な一票を正しく投じましょう。

## ■こんな時は期日前投票を

### ■今回の選挙で投票できる人は

平成6年12月15日以前に生まれた方（20歳以上）で、平成26年9月1日以前から引き続き八峰町内に住んでいて住民登録がある方です。  
 ※平成26年9月1日以降に転出された方は、転出先の選挙人名簿に登録されないため、町内で投票することになります。

投票日当日、仕事や旅行等の理由により投票できない場合は期日前投票ができます。入場券裏面の「期日前投票請求書兼宣誓書」に必要事項を書いて、期日前投票所へ提出すると、その場で投票できます。

なお、第47回衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査は、期日前投票期間が違いますのでご注意ください。

### 【期日前投票所】

八森地区：ファガス「研修室」  
 峰浜地区：峰栄館「ホール」

### 【期日前投票期間】

●第47回衆議院議員総選挙  
 12月3日(水)から12月13日(土)

●最高裁判所裁判官国民審査  
 12月7日(日)から12月13日(土)

※期間中は、土日祝日も投票できます。

### 【期日前投票時間】

午前8時30分から午後8時まで

## 各投票区の投票所

| 投票区      | 地区名                           | 投票所        |
|----------|-------------------------------|------------|
| 1 大沢投票区  | 大沢・横内・仲村・小手萩・内荒巻・埴・大信田        | 埴川健康センター   |
| 2 石川投票区  | 石川・稲子沢・大野・外林                  | 石川多目的集会施設  |
| 3 田中投票区  | 畑谷・上畑谷・強坂・内坂・沼田・田中            | 峰栄館        |
| 4 水沢投票区  | 水沢・カッチキ台・駅前・三ツ森・高野々・大土面       | はつらつ苑      |
| 5 目名瀧投票区 | 目名瀧・萩ノ台・蝦夷倉・岩子・大久保・手這坂・大岱・大槻野 | 八峰町役場      |
| 6 八森投票区  | 八森第一・八森第二・八森第三・浜田・本館          | 八森生活改善センター |
| 7 観海投票区  | 椿台・椿・中浜・茂浦・立石・横間・滝の間          | ファガス       |
| 8 岩館投票区  | 小入川・岩館第一・岩館第二                 | 岩館生活改善センター |

### ■自分で書けないときは代理投票を

手にケガなどをして、自分で投票用紙に書けない場合は、代理投票ができますので係員に申し出てください。投票の補助者が代理で記載しますが、投票の秘密は守られますのでご安心ください。

### ■病院などでの不在者投票

県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどにいる人は、その施設で不在者投票ができます。手続きはその施設で行いますので、施設の係の方に不在者投票の申し出をしてください。

### ■郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある方には、投票所に行かず自宅から投票できる「郵便による不在者投票」があります。

便による不在者投票制度」があります。これは、事前に郵便投票証明書の交付を受ける必要があります。この郵便による不在者投票を行うには、申請書提出から障害の程度を確認後に選挙管理委員会が決定のうえ証明書の交付となります。すぐには郵便による不在者投票ができませんので、ご了承ください。

※不在者投票は、投票日までに選管に届かないと無効になります。手続きはお早めにお願います。

ご不明な点は、八峰町選挙管理委員会までお問い合わせください。

☎76-4601（総務課内）  
 ☎76-4800（選管 峰栄館内）

### ①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。  
 ※一部、禁止の対象から除かれる場合があります。

### ②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。

### ③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

※政党その他の政治団体またはその支部に対するものは除かれます。

### ④後援団体の寄附の禁止

後援団体が、選挙区内にある者に対して、香典や祝儀、これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

### ⑤年賀状等の挨拶状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除

き、年賀状等の時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

### ⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。

みんなで徹底しよう  
**三ない運動**  
 ○贈らない！  
 ○求めない！  
 ○受け取らない！

次のものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

- お祭りへの寄附・差入
- 落成式・開店祝等の花輪
- お歳暮・お年賀
- 葬儀の花輪・供花
- 病氣見舞
- 入学祝・卒業祝
- 地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入
- 町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入